

今後の改革の基本方針や考え方を決定

安倍首相は六月二八日、国家公務員制度改革推進本部を開き、「今後の公務員制度について」を決定した。今後の改革にあたっては、二〇〇九年に麻生内閣で閣議決定された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」を基本とするとし、幹部人事の一元管理や内閣人事局の設置などについて、「機動的な運用が可能な制度設計を行う」と明記。秋に国会が開かれれば関連法案を提出し、二〇一四年春に内閣人事局を設置することをめざすとしている。

長期視点で政と官の関係を築く

「今後の公務員制度について」は、公務員制度改革の必要性について、強い日本を取り戻し、経済や外交、教育などの直面する危機に果敢に挑戦し続けていくことが必要だと強調。このため、誤った政治主導を是正し、「政」と「官」との相互の信頼の上に立った本当の意味での政治主導を隔離する必要があると述べたうえで、「真の政治主導の下、公務員が使命感と行政のプロとしての誇りを胸に、国家・国民のために積極的に行動できる、新しい公務員制度を創ることが、今、求められる」と主張している。

会議の冒頭で安倍首相は、「真の政治主導の下、公務員が使命感と行政のプロとしての誇りを胸に、国家・国民のために積極的に行動できる、新しい公務員制度を創ることが急務となっている」と認識している。このため今回の改革では、第一次安倍内閣以来の課題となっている幹部人事の一元管理、必要な機能を有する内閣人事局の設置等を行い、その上で、職員の意欲を高め、若者や女性にとっての魅力を高める方策を講じていくことを強力に推し進めていきたい」と挨拶した。

第二次安倍内閣になってから、国家公務員制度改革に関する具体的な改革の方針が示されたのはこれが初めて。民主党政権下では、同党の最大の支持母体である連合の要望もあり、国家公

務員への労働基本権を拡大することなどを盛り込んだ「国家公務員制度改革関連四法案」が二〇一一年の通常国会に提出された。しかし、審議は行われず、同時に国会提出された国家公務員の給与を削減する法案は先行して成立したものの、二〇一二年の衆議院解散に伴い廃案となった。

公務員法等の一部を改正する法律案」を基本にし、同法の条文に即して、①幹部人事の一元管理②幹部候補育成課程③内閣人事局の設置等④国家戦略スタッフ・政務スタッフ⑤その他の法制上の措置の取り扱い——に関して機動的な運用が可能な制度設計を行うとした。

「今後の公務員制度について」は、公務員制度改革の必要性について、強い日本を取り戻し、経済や外交、教育などの直面する危機に果敢に挑戦し続けていくことが必要だと強調。このため、誤った政治主導を是正し、「政」と「官」との相互の信頼の上に立った本当の意味での政治主導を隔離する必要があると述べたうえで、「真の政治主導の下、公務員が使命感と行政のプロとしての誇りを胸に、国家・国民のために積極的に行動できる、新しい公務員制度を創ることが、今、求められる」と主張している。

第一次安倍内閣での改革の延長

「今後の公務員制度改革の進め方については、直面する様々な危機を突破し、強い日本を取り戻すため、長期的視点から腰を据えて諸課題に対処できる「政」と「官」の関係を築ける公務員制度とすることをあげ、二点目には、多様な優秀な人材が、国家公務員としての使

命感や行政のプロとしての誇りを持つて国家・国民のために行動できる体制を構築することを示した。三点目としては、若者や女性にとつて、国家公務員を志したいと思えるような魅力的な公務員をめざすことをあげた。

改革の目的については、公務員に求められる基本的な資質や能力としては「まず、国民と国家の繁栄のために、高い気概、使命感、倫理観を持った、国民から信頼される人物」だと強調。さらに、公務員には幅広い知識・経験から裏打ちされた一層の企画立案能力、管理能力のほか、スペシャリストとしての能力も必要となると述べて、多くの優秀な人材が公務の世界に入り、企画立案能力や管理能力を高め、スペシャリストとしての使命感や誇りをもつて職務に専念することで、「国家・国民のためであればどんなに厳しい壁に直面しても信念を貫いて行動する『闘う公務員』を創ることを目指す」と宣言した。

同法案における幹部人事の一元管理の内容を振り返ると、本府省の部長クラス以上の幹部登用の際、総理が、必要な職務遂行能力を備えているかなどを判定するための「適格性審査」を実施し、それをクリアした者で「候補者名簿」を作成する。公募に応募した者も審査の対象となる。任命権者（各府省の大臣）が名簿の中から任用者を選抜するが、総理等に任免に関する協議を求める権限を与える。

内閣人事局は、総務省が持っている国家公務員制度の企画・立案機能や、人事院が持っている級別定数の設定や任用などの機能を引き継ぐ。

国家戦略スタッフは、内閣官房に置かれ、総理の命を受けて、戦略的に推進すべき施策などの企画・立案について総理を補佐する。政務スタッフは各府省に置かれ、大臣の命を受けて特定の政策立案や政務に関して大臣を補佐する。

「今後の公務員制度について」ではこのほか、「能力・実績主義の徹底」をあげ、人事評価結果を給与や任用などの処遇に反映させることを徹底するほか、女性の積極的な登用を進めるとし

国家公務員制度改革を巡るこれまでの経緯

<自公政権>

- 2006年6月 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律成立（公布・施行済）
【小泉総理&中馬行政改革担当大臣】
- 2007年4月 国家公務員法等改正案国会提出
6月 国家公務員法等改正案成立（公布・施行済）
【安倍総理&渡辺公務員制度改革担当大臣】
- ①再就職規制の見直し等
②能力・実績主義の徹底
- 2008年6月 自民・民主・公明の合意による修正を経て、国家公務員制度改革基本法成立（公布・施行済）
【福田総理&渡辺公務員制度改革担当大臣】
- ①改革の基本理念、基本方針を規定
・幹部人事等の一元管理（内閣人事局の設置）、幹部候補育成課程の整備等
・自律的労使関係制度の措置 等
- ②改革を行うために必要な措置は法施行後5年（25年6月）以内目途、法制上の措置は3年（23年6月）以内目途に講ずる
- 2009年3月 国家公務員法等改正案国会提出 → 廃案
【麻生総理&甘利公務員制度改革担当大臣】
- ①内閣による幹部人事の一元管理（幹部職員の特例降任）、幹部候補育成課程の整備
②①の業務を所掌するとともに、総務省（人事行政、機構定員）、人事院（級別定数、任用、試験・研修（企画））から機能を移管した内閣人事局の設置 等
- 2013年6月 「今後の公務員制度改革について」国家公務員制度改革推進本部決定

<民主党政権>

- 2010年2月 国家公務員法等改正案国会提出 → 廃案
【鳩山総理&仙谷公務員制度改革担当大臣】
- ①内閣による幹部人事の一元管理（次官から部長級までを同一の職制上の段階とみなす）
②①の業務を所掌する内閣人事局の設置（関係機関からの機能移管を行わず）
③官民人材交流センター及び再就職等監視委員会を廃止し、民間人材登用・再就職適正化センターを設置
- 2010年4月 国家公務員法等改正法案・幹部国家公務員法案国会提出 → 廃案
【自民党・みんなの党共同提出による対案】
- ①内閣による幹部人事の一元管理（幹部職員を特別職とし、課長級までの特別降任を規定）
②①の業務を所掌するとともに、総務省（人事行政、機構定員）、人事院（級別定数、任用、試験・研修（企画））、財務省（給与予算の総括等）から機能を移管した内閣人事局の設置
③官民人材交流センター及び再就職等監視委員会を廃止し、民間人材登用・再就職適正化センターを設置（一般職職員の給与制度見直しに伴い、センターは廃止） 等
⇒ 2010年11月に再提出するも、2012年11月の衆議院解散に伴い廃案
- 2011年6月 国家公務員制度改革関連4法案国会提出 → 廃案
【菅総理&中野公務員制度改革担当大臣】
- ①内閣による幹部人事の一元管理（次官から部長級までを同一の職制上の段階とみなす）、幹部候補育成課程の整備
②退職管理の一層の適正化
③自律的労使関係制度の措置
④幹部人事の一元管理を所掌する内閣人事局、人事行政、機構定員等を総合的・一体的に所掌する使用者機関たる公務員庁等を設置し、人事院を廃止
- 2012年3月 「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」国家公務員制度改革推進本部・行政改革実行本部決定

資料出所：政府・今後の公務員制度改革の在り方に関する意見交換会での資料をもとに編集部で作成

ている。また、組織の活性化のため、早期退職募集制度によって新陳代謝を促進させるほか、多様な人材確保やキャリアパスの多様化などを進めるとした。

改革の進め方については、「早急かつ丁寧」に検討を進めるとし、秋に国会が開かれる場合には、国家公務員制度改革関連法案を提出。二〇一四年春に内閣人事局を設置することをめざすと

している。

自律的労使制度には触れず

野党となった民主党は、二〇一一年提出の「国家公務員制度改革関連四法案」が廃案になったことから、さきの通常国会で、四法案と同じ内容の関連法案を、一部は他党と共同して六月までに提出し終えた。

自律的労使関係制度は、国家公務員

であつても労使が自律的に労働条件を決定できる仕組み。具体的には、警察などを除く非現業の国家公務員の労働組合が、賃金などについては当局と団体交渉し、団体協約を締結することができるようになる。しかし、「今後の公務員制度について」には、自律的労使関係制度に関する記述はない。

具体的な内容を明らかにすべき

連合が六月二十八日に発表した南雲弘行事務局長の談話は、この点を批判している。談話は、「連合の求めてきた自律的労使関係制度の確立についての言及が無く、問題である」と強調し、政府に対して「制度改革の具体的な内容を速やかに明らかにすべきである」と迫っている。

また、「今後の公務員制度について」が内閣人事局の二〇一四年春の設置を提起したことについて、「内閣人事局の設置とこれに伴う使用者権限の強化は自律的労使関係制度の確立を必然とするもの」と主張。自律的労使関係制度の法制上の措置を求めている。

内閣人事局を設置するという方針自体は、民主党が求めてきた国家公務員制度改革にも盛り込まれている。ただ、民主党が求める改革案では、自律的労使関係制度の確立や、人事行政や定員等を総合的・一体的に所掌する使用者機関としての「公務員庁」の設立がセットになつているため、麻生内閣時の改正法案とは、総務省や人事院の一部機能を移管させるなどの内容において、異なる部分がある。

政府は七月一日、今後の公務員制度改革を推進する行政改革推進本部に「行政改革推進本部国家公務員制度改革事務局」を設置。事務局長に大谷泰夫前厚生労働審議官を充てた。

（調査・解析部）